

東浦町地区住民サービスコーナー設置運営要綱

(設置)

第1条 町民の利便を図るため、地区住民サービスコーナー（以下「サービスコーナーという。」を設置する。

(名称及び位置)

第2条 サービスコーナーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
森岡地区住民サービスコーナー	東浦町大字森岡字杉之内 15 番地の 3
新田地区住民サービスコーナー	東浦町大字緒川字雁狭間山 11 番地の 8
生路地区住民サービスコーナー	東浦町大字生路字森腰 1 番地の 1
藤江地区住民サービスコーナー	東浦町大字藤江字仏 138 番地の 1

(取扱い事務)

第3条 サービスコーナーにおいて取り扱う事務は、次のとおりとする。

- (1) 住民票の写しの交付
- (2) 印鑑登録証明書の交付
- (3) 年金現況証明書の交付
- (4) 住民記載事項証明書の交付
- (5) 戸籍関係証明書の交付
- (6) その他町長が定めるもの

(交付請求)

第4条 サービスコーナーにおいて、前条に掲げる証明書の交付を受けようとするものは、サービスコーナーに備付けの申請書に、所定の金額を添えて交付申請するものとする。

(事務取扱い時間)

第5条 サービスコーナーの事務取扱い時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日までを除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(東浦町地区住民サービスコーナー設置運営要綱の廃止)

2 東浦町地区住民サービスコーナー設置運営要綱（平成 2 年 2 月 1 日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 26 日から施行する。